

高知家の流域治水



「流域治水」とは、河川や海岸を管理する県等の行政機関だけでなく、その流域で暮らす地域住民や企業の方などとともに協力し、**流域全体で「水害に強い地域づくり」**をしようという考え方です。

本県では、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、皆さんと一緒に対策に取り組み、流域治水を推進していきたいと考えています。



高知県

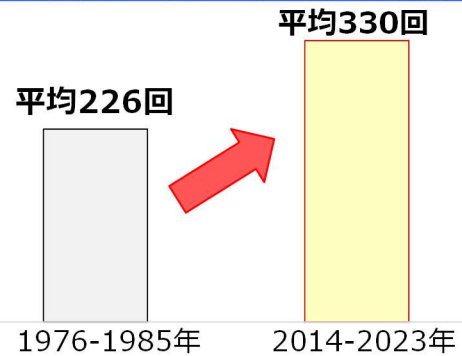


1 増加する水災害リスク

近年、雨の降り方が変化

- 近年、全国的に時間雨量50ミリを超える**強い雨の発生回数が約40年前と比べ約1.5倍に増加**しています。
- 今後、気候変動の影響により、水害の更なる頻発・激甚化が懸念されています。

全国で1年間に、1時間あたり
降雨量50mm以上の雨が降った回数



※「流域治水」の基本的な考え方（国土交通省）をもとに作成

気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化

- 2040年頃には、産業革命以前と比べ2℃程度の気温上昇が予測されています。
- 2℃上昇した場合、20世紀末と比べ、**降雨量は約1.1倍**、治水計画の目標とする規模の**洪水の流量の平均値は約1.2倍**になり、**洪水の発生頻度の平均値は約2倍**と試算されています。

本県における近年の浸水被害



こうした水災害リスクの増大に備えるためには、堤防の整備など従来の治水対策だけではなく、流域全体のあらゆる関係者が協働して以下の対策を行う「**流域治水**」を進める必要があります。

従来型治水
(ながす)

洪水を安全に「ながす」対策

とどめる

氾濫を一定の地域に
「とどめる」対策

ためる

流域で雨水を「ためる」対策

そなえる

水害に「そなえる」対策

2 流域治水に基づく取り組み例

① 河川改修

ながす

堤防の整備や川幅を広げて、安全に水を流せるようにします。



② 河道掘削

ながす

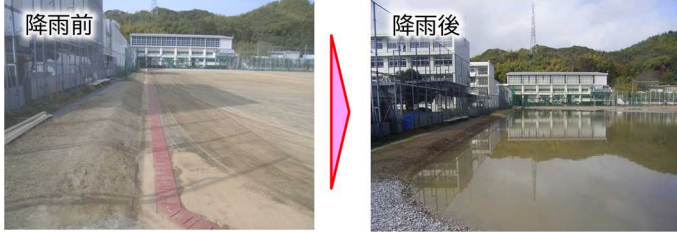
川の中に溜まった土砂を除去して、水を流れやすくします。



③ 雨水貯留施設

学校の校庭や公園、道路の下、家の敷地内などに雨を一時的に貯めて、川の水位の急激な上昇を防ぎます。

■ 校庭貯留施設(県立高知東高校)



■ 雨水貯留管



■ 雨水貯留タンク、浸透マス



④ 遊水地

ためる

豪雨時に、一時的に川の水を貯めて、川に流れる量を調整します。



⑧ 海岸の地震・津波対策

とどめる

海岸堤防を整備して、津波による被害を軽減します。



⑨ 砂防関係施設の整備

とどめる

砂防ダムの整備等により、土砂や流木の流出を抑えます。



⑫ 住宅等の浸水対策

そなえる

周囲に防水壁を造って、住宅の浸水を防止します。



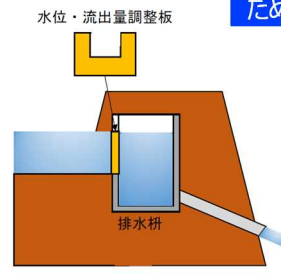
流域での取り組み イメージ図



⑩ 田んぼダム

ためる

水田の排水口に調整板を設置することで、雨水を一時的に貯留します。



出典：農林水産省「田んぼダム」の手引き

⑬ 水位計、河川監視カメラ、洪水浸水想定区域図

そなえる

住民等の適切な避難行動に繋げるため、水位計や監視カメラを設置するとともに、洪水浸水想定区域図を作成し、ホームページで公開しています。



⑤ 排水機場の整備

ながす

川からの水の逆流防止のために水門が閉じた時、雨水を強制的に川に排水します。



⑥ 治水ダムの建設

ためる

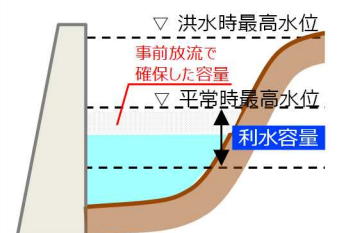
豪雨時に、川から水があふれて下流の地域に被害が起こらないように、流す水の量を調節します。



⑦ ダムの事前放流

ためる

大雨が予測される時に、事前に水位を下げることで、より多くの水を貯めて、洪水被害を減らします。



⑪ 森林整備・治山対策

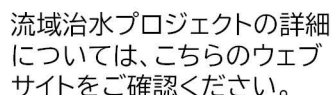
ためる

間伐等により森林を整備することで、保水機能を維持・向上させます。



3

- 1級水系:物部川、仁淀川、四万十川、吉野川
- 2級水系:奈半利川、安田川、安芸川、伊尾木川、和食川、香宗川、夜須川、下田川、国分川、鏡川、新川川、新莊川、久礼川、松田川、与市明川

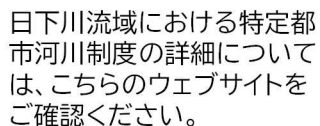


<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021080200034/>
(高知県河川課ウェブサイト)



4

- 平成26年8月台風第12号等により甚大な浸水被害が発生した日高村や佐川町等を通る日下川流域では、流域治水を本格的に実践するため、令和6年12月に「特定都市河川」の指定を受けました。
- 今後、堤防の整備、河道掘削などのハード整備を加速するとともに、国・県・市町村・企業等あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえた「まちづくり・住まいづくり」、「流域における貯留・浸透機能の向上等」を推進していきます。
- その取組の1つとして、以下の例のような雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為（面積1,000㎡以上）について、令和7年7月から許可が必要となります。



<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024120200063/>
(高知県河川課ウェブサイト)



【問い合わせ先】

計画担当

F A X : 088-22-4764

メール : 170901@ken.pref.kochi.lg.jp

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

